

NSRにゅーす

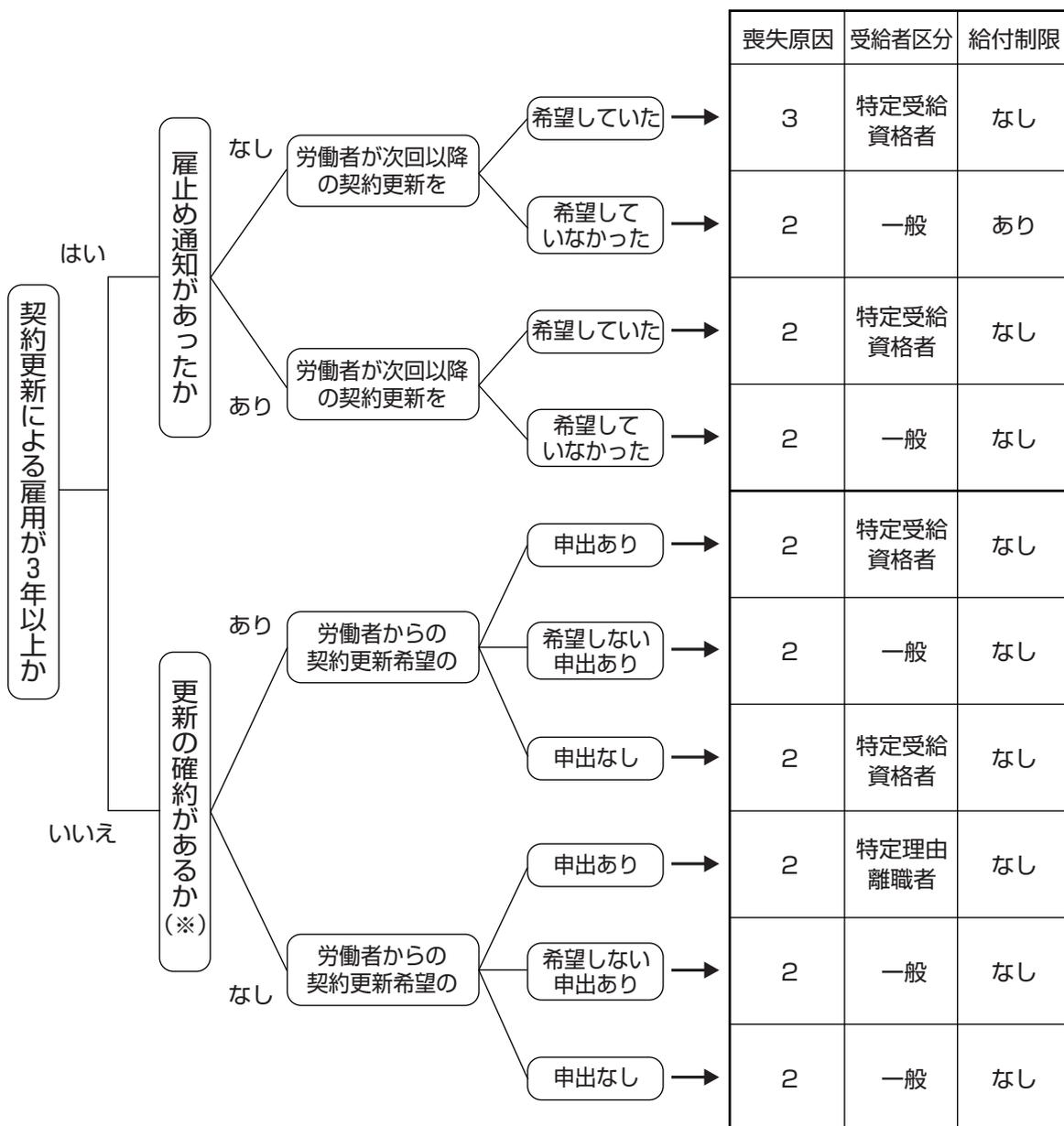
社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用保険における期間雇用者の 離職の際の取扱いについて

期間雇用者に係る離職の際の取扱いフローチャート



このフローチャートは契約期間の終りに離職した場合の典型的な事例について整理したものです。全ての事例が当てはまるわけではありませんので、ご注意ください。

(※)「更新する場合がある」等更新に何らかの条件が付されている場合には、契約更新の確約ありには該当しません。
資料出所：大阪労働局「雇用保険マニュアル」